

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：北川村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期に定めのない常勤職員	90.00%
任期に定めのない常勤職員以外の職員	50.30%
全職員	68.50%

2. 「任期に定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	102.40%
課長補佐相当職	103.80%
係長相当職	104.30%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.70%
31～35年	95.00%
26～30年	95.90%
21～25年	91.50%
16～20年	—
11～15年	100.10%
6～10年	90.60%
1～5年	73.30%

【説明欄】

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報について、
(1)勤続年数「16～20年」については、比較対象となる男性職員がいないため対象外としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公共の対象となる年度までの年度単位で算出している。